

## 王寺町老朽空き家除却補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、耐震性が不足している町内の老朽空き家の除却を推進し、住環境の改善、良好な景観の維持及び地域の安全安心の向上を図るため、予算の範囲内において老朽空き家の除却工事を行う所有者等に対し王寺町老朽空き家除却補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、王寺町補助金等交付規則（平成18年3月王寺町規則第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第1項で規定する空家等で、直近2月間の水道使用量が5立方メートル未満であるもの又は給水が停止されたものをいう。
- (2) 木造住宅 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1項に規定する建築物のうち木造のもので、かつ、一戸建ての住宅に該当するもの（当該木造住宅が店舗その他これに類するものの用途を兼ねる場合にあっては、当該用途に該当する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満であるものに限る。）をいう。
- (3) 耐震診断 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第4条第2項第3号に規定する技術上の指針に基づき、建築物の地震に対する安全性を評価する木造住宅の耐震診断と補強方法（一般財団法人日本建築防災協会制定）に規定する一般診断方法又は精密診断法（時刻暦応答計算による方法を除く。以下この条において同じ。）により、木造住宅の耐震性について判定する診断をいう。
- (4) 耐震診断技術者 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条に規定する建築士又は奈良県木造住宅耐震診断員登録要綱（平成17年11月4日施行）第5条第1項の規定により奈良県に登録された者をいう。
- (5) 耐震診断結果 耐震診断の判定方法である一般診断法又は精密診断法による総合評価における上部構造評点をいう。
- (6) 除却工事 除却工事施工者により老朽空き家を全て除却する工事をいう。
- (7) 除却工事施工者 建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1の下欄に掲げる土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業に係る同法第3条第1項の許可を受けた者（建設業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第55号）附則第3条第2項の規定により許可を受けたとみなされる者を含む。）又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項の登録を受けて解体工事業を営む者をいう。

(補助対象建築物)

第3条 補助の対象となる老朽空き家（以下「補助対象建築物」という。）は、次の各号のいずれにも該当する空き家をいう。

- (1) 昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅であること。
- (2) 耐震診断結果の数値が1.0未満であること。
- (3) 町内に所在するものであること。

2 前項の規定にかかわらず、耐震診断の実施を省略できると町長が認めた場合は、前項2号に該当することを要しないことができる。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、老朽空き家の所有者又は当該老朽空き家の除却工事を行うことについて当該所有者（複数の共有者がいる場合にあつては、当該共有者全員）の同意を得た者であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 王寺町既存木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱（平成30年4月1日施行）の規定による補助金を受けていない者
- (2) 町税等の滞納がない者
- (3) 老朽空き家の所有者とその敷地の所有者が異なる場合にあつては、当該老朽空き家の除却工事を行うことについて、その敷地の所有者その他利害関係者との協議が整っている者
- (4) 老朽空き家の相続登記が完了していない場合にあつては、相続権利者を代表する者であることを確約できる者

(補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、除却工事に要する費用（建築物の解体、運搬及び処分並びに騒音対策等に要する費用を含む。）とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1に相当する額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、上限を300,000円とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助申請者」という。）は、除却工事を実施する前に、老朽空き家除却補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 建築確認年月日又は工事完了年月日が確認又は推測できるもの
- (2) 補助対象建築物の耐震診断報告書（第3条第2項の規定に該当する場合にあつては、不要）

- (3) 耐震診断技術者であることを証する書類（第3条第2項の規定に該当する場合  
にあつては、不要）
- (4) 除却工事見積明細書
- (5) 補助対象建築物の所有者が確認できるもの
- (6) 同意書及び承諾書（様式第2号。第4条第3号の規定に該当する場合に限  
る。）
- (7) 確約書（様式第3号。第4条第4号の規定に該当する場合に限る。）
- (8) 除却工事工程表
- (9) 現況写真（建物全体及び隣地の状況が分かるもの）
- (10) 委任状（補助申請者から委任を受けた者が申請を行う場合に限る。）
- (11) 補助対象建築物の水道使用量の実績が分かるもの
- (12) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（補助金の交付決定及び通知）

第8条 町長は、前条の申請書を受理した場合において、当該申請の内容を審査し、適  
当と認めるときは、補助金の交付を決定し、老朽空き家除却補助金交付決定通知書  
（様式第4号）により当該補助申請者に通知するものとする。この場合において、町  
長は、当該補助金の交付について、条件を付けることができる。

2 町長は、前項に規定する審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、  
老朽空き家除却補助金不交付決定通知書（様式第5号）により当該補助申請者に通知  
するものとする。

（除却工事の着手）

第9条 補助申請者は、前条第1項の通知書を受け取った日から概ね30日以内に、除  
却工事に着手するものとする。

2 補助申請者は、前項の規定により除却工事に着手したときは、遅滞なく老朽空き家  
除却工事着手届（様式第6号）に除却工事の請負契約書の写しを添えて、町長に提出  
しなければならない。

（除却工事の変更及び中止）

第10条 補助申請者は、第7条に規定する補助金の交付申請の内容を変更しようとする  
ときは、老朽空き家除却補助金交付変更申請書（様式第7号）により町長に申請  
し、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。ただし、補助金の額に変更が生  
じない場合は、老朽空き家除却変更申請書（様式第8号）により町長に提出しなければ  
ならない。

2 町長は、前項の規定による変更の申請があつた場合において、内容を審査し、適  
当と認めるときは、補助申請者に対し老朽空き家除却補助金交付変更決定通知書（様  
式第9号）により承認を行うものとする。この場合において、必要と認めるときは、補

助金の額その他補助金の交付決定に係る内容等を変更することができる。

- 3 補助申請者は、前項の規定により補助金の交付変更決定の通知を受けたときは、速やかに除却工事の工事業者と契約し、当該変更契約書の写しを町長に提出しなければならない。
- 4 補助申請者は、除却工事を中止しようとするときは、あらかじめ老朽空き家除却工事中止届（様式第10号）を町長に提出しなければならない。この場合において、それまでに要した経費は、補助申請者の負担とする。
- 5 前項の規定による中止の届出があったときは、第8条の補助金交付の決定は、取り消されたものとみなす。

#### （完了報告）

第11条 補助申請者は、除却工事完了後、老朽空き家除却工事完了報告書（様式第11号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 除却工事の着手前、工事中及び完了時の施工写真
- (2) 除却工事費領収書の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか町長が必要と認める書類

2 前項の規定による報告は、除却工事の完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付申請にかかる会計年度の3月15日のいずれか早い日までに行わなければならない。

#### （補助金の額の確定）

第12条 町長は、前条の規定により工事完了の報告を受理した場合において、当該報告書等の内容を審査し、除却工事が適正に行われたと認めるときは、補助金の額を確定し老朽空き家除却補助金交付額確定通知書（様式第12号）により、速やかに補助申請者に通知するものとする。

#### （補助金の請求）

第13条 補助申請者は、前条の規定による補助金の交付額確定の通知を受けたときは、老朽空き家除却交付請求書（様式第13号）により、町長に補助金の交付を請求するものとする。

#### （補助金の交付）

第14条 町長は、前条の規定による補助金の請求があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該請求者に対し補助金を交付するものとする。

#### （決定の取消し）

第15条 町長は、補助申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
  - (2) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。
  - (3) 補助金の交付決定の条件に違反したとき。
  - (4) この要綱の規定又はこれに基づく指示に違反したとき。
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、補助金を交付することが不相当と認めるとき。
- 2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、老朽空き家除却交付決定取消通知書（様式第14号）により補助申請者に通知するものとする。
- 3 補助金の交付決定を取り消した場合に生じた損害について、町は一切の賠償の責めを負わないものとする。

（補助金の返還）

第16条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助申請者に当該取消しに係る補助金を既に交付しているときは、老朽空き家除却補助金返還命令書（様式第15号）により、期限を定めてその返還を命じるものとする。

（補助申請者に対する指導）

第17条 町長は、補助事業の適正かつ円滑な執行を図るため、必要があると認める場合は、補助申請者に対し報告を求め、並びに必要な指導及び助言をすることができる。

（その他）

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。